

女性活躍推進法に基づく行動計画

JFしまねは女性活躍推進法に基づく一般事業主計画期間とし、次の目標のもと取組みを実施します。

□目標①

女性職員の採用を進めるにあたり女性正社員の占める割合を35%以上となるよう取り組む

□計画期間:令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日

□取組内容:

- ・女性学生からの応募を増やすため市内専門学校及び高等学校への就職説明会等で積極的にPR。
- ・職場体験(インターンシップ)等の受入を積極的に行う。

□目標②

女性職員の職業と家庭生活の両立に資するため有給休暇取得平均日数8.5日を10日以上取得できるよう職場環境の整備を行う

□計画期間:令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日

□取組内容:

- ・有給休暇取得表の設置及び取得促進
- ・支所(部署)ごとの残業時間の把握
- ・勤怠状況報告書による毎月の状況確認と分析及び対応

情報公表

□目標達成状況

【計画策定時】 正職員：27.4%、嘱託：5.7%、パート：25.0%

【R7.2月現在】 正職員：29.8%、嘱託：2.7%、パート：23.5%

仕事と育児を両立する社員を積極的にサポートします！

会長からのメッセージ

2021年6月、育児・介護休業法が改正され、2022年10月からは新たな制度として「出生時育児休業制度」が創設されました。本組合では職員が仕事と育児の両立ができる「働きやすい職場環境づくり」の支援をします。希望するすべての職員がスムーズに育児休業を取得し、復職時の不安を軽減できるよう取り組んで参りますので育児に関する制度を積極的に活用して下さい。

代表理事会長 岸 宏

【目標】

男性の育児休業・出生時育児休業取得率 50%以上、平均 5 日以上

女性の育児休業取得率 100%

【育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！】

- 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

制度に関するお問い合わせ（相談窓口）	本所/総務部（0852-21-0001）
--------------------	----------------------